

(目的及び設置)

第1条 大分大学工学部及び大学院工学研究科(以下「本学部等」という。)における教育・研究及び管理運営等の重要事項について、総括的に審議し、その大綱及び基本方針を策定するため、学部教授会及び研究委員会のもとに大分大学工学部企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育・研究体制の検討・改善に関すること。
- (2) 規程、内規、申合せ等規則類の制定・改廃に関すること。
- (3) 中期計画の実施及び見直しに関すること。
- (4) 各種委員会の設置・改廃に関すること。
- (5) その他本学部等における重要事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 教育研究評議会評議員
- (4) 各学科等の教授のうちから選出された者各1人
- (5) 事務長

2 前項第4号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の4分の3以上の賛成により議決する。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第3号の委員のうち、機械・エネルギーシステム工学科機械コース、電気電子工学科電気コース及び福祉環境工学科建築コースから選出された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成16年工学部規程第28号)

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則 (平成17年工学部規程第34号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年工学部規程第2号)

この規程は、平成24年4月5日から施行し、この規程による改正後の大分大学工学部企画委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年工学部規程第5号)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則 (平成29年工学部規程第6号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。